今日の講義：フランスの社会保障（住宅・医療・所得保障）と税金

１．仏では新しい社会保障の「財源」を作り出す

ヨーロッパでは、1989/11/09 ベルリンの壁の崩壊など、激動の時代を迎えていた。
その前年にフランスでは、新しい社会保障の発端となる、新しい生活保護（エレミ）が保革反対をせず、国会では 3 名の反対で新法を採択し、12 月実施をしていた。

その翌年（1990）仏国では CSG 計画が動き出す：
社会的保護（生活保護）の資金調達・

その改革の為（反対も少なくなかった）1988 年に制定した新しい生活保護制度は、若い世代の失業率の高止まりを、国民全体が認め合い、自助努力では追い付かないので、社会保障（税金で賄う）で若者の就労支援・就職のための生活保護を作っていた。その後公的な仕事を失業者に開く法律を作り上げ、住宅斡旋の制度も作り上げて、その財源が問題な中でてきた、1991 年の CSG 政策（新税制度）だった。

※一般化社会拠出金（CSG）：所得にかかる社会保障目的税ーが創設された。この CSG が引き上げられると同時 に被保険者（とりわけ雇われた人・被用者）の負担する保険料が引き下げられる改革が複数回行われた。**（医療保険料の租税化）**
1990/10/03 閣議採択、12/29　1991 年の財政法の一部として議会通過。02/01 実施。

その前：世界は変わり目を迎えていた
1985/03/25　ゴルバチョフ政権・プラザ合意（9/22）
1987 年には「ブラックマンデー」と呼ばれる世界的な金融恐慌(香港発)
仏国は　1988/12/1　社会参入最低所得手当(RMI：新しい生活保護制度)を成立させていた
1989 年 11 月 9 日　「ベルリンの壁の崩壊」東西ドイツの統一

（1990 年から CSG への動きは：消費税でも無く、賃金からの社会保険料でも無い財源、
新しい所得税で社会保障をまかなう（1991/0201 成立）道へ

それでも財源は不足・さらに 1996 年に新税を正式発足、

- CSG の徴収と同じ課税方式の、**CRDES（(社会保険負債返還税 0.5%）**

医療保険、年金保険、 及び家族手当制度の赤字に対応して公債返済のための臨時の税

CRDES（社会保険負債返還税）は CSG と同じ範囲の所得に対し 0.5%の課税率で徴収。当初は 2009 /01/ 31 までの時限立法。(この中の家族給付の財源は自営業者の場合を除き，使用者のみが負担していたのを変更。1998 年社会保障財政法律により 2014/01/ 31 から現

在も持続中）―**消費税でなく・所得税として**・社会保険財源税として国民に広報し開始へ
課税ベースは：1．給与所得・2．非農業の自営業者の職上の所得・3．退職年金や障害年金・4．財産所得（利子所得・配当所得・賃貸料所得など）5・投資の収益

これら業務遂行のための新しい役所を作って、財務へ国会報告を義務付けて社会保障制度改革に取り組む。（各省混成の新役所で、囲い込めず、国会報告義務あり業務にする）

2．その効果

高い失業率を前にして、フランスの社会保障制度、その財源についての議論が動いた。フランスでは、1991 年の CSG 導入で、労働賃金からの保険料（社会保険料）の徴収額は段階的に減ったが、その雇用主負担も減額（フランスは事業者負担の多い国柄だった)、これを巡って労働組合のストライキも激しくなる。その後は CSG を補完する形とも言える**CRDES（社会保険負債返還税）**設立（1996 年）で対応、時限立法だったが今も続いている。

そしてこの動きは
①社会保障関連債務の償還に係わる財源調達ルートの確立
②社会保障財政の可視化の仕組みへ　③重層的な関与・監視体制の整備　　とおおむね評価されている。

①について：税金を管理する役所を二つ増やす。CADES は公的行政機関として設立された。政策重要性の高い業務を担っているところから、債券市場でフランス政府と同様の格付けがなされて、国債と同様の比較的低利な資金調達が可能。多様な商品性の債権を発行し、ベンチマーク的な位置づけを担う発行体の一つとなる。

※しかし、紆余曲折ありながら、政府側も反対意見を入れる動きをしている。保革合同の政策推進であり、国民世論の動向を把握して、ぶれる面もある。

②政策効果として

フランスは特殊出生率（夫婦が何人の子どもを作るのか、その数字で 2.0 の社会は人口維持する社会。それ以上は人口増加社会、それ以下は人口減少社会）が、2.0 に戻している事。

※日本は、「(2020）人口動態統計月報年計（概数）の概況」で、2020 年の合計特殊出生率は 0.34、2019 年の世界のランキングにおいて、日本の順位は 191 位、。世界においても、特に出生率の低い国の一つと言っていいだろうと。

②の財政の可視化は国民の支持を得て、負担への合意、政策効果への注目などが、引き続いている。

③新役所は他省庁からの混成構造、かつ国会への報告義務があって、国民注目の公務となり、囲い込まない。

3. 日本の社会保障財源について

日本の年金制度、その財源は国民に広報されていない。たとえば年金制度
昭和 60 年(1985 年) 11 月 17 日、の全国民共通の基礎年金制度の導入により、公的年金制度は世代間扶養の仕組みが基本とされた。そして年金給付に必要な費用を、そのときの現役世代の保険料で賄っていく賦課方式が基本となった。でもこれは余り知られていない？

自分は若い頃に厚生年金保険料を沢山払い続けているので大丈夫ではなく、1 年毎に現役世代が納入した年金税は、高齢世代への年金支払い分として廻り切り、毎年決済されている。それが賦課方式です。(簡保の宿の事件は、もう 15 年ほど前の事だが、過去我々が支払った年金分は、失われてしまっている。「失われた年金・2007 年」が思い出されます)
。

※2007/05 に国民**年金**など公的**年金**保険料の納付記録漏れ問題が発覚、5000 万件という数字とともに国民の大きな怒りを買った。 政府も**年金**事務の当事者である社会保険庁の怠慢を批判したが、監督責任もあって 7 月の参院選における与党大敗の最大の原因となった。
賦課方式とは：**世代間扶養原理・現世代の年金料を高齢世代へ廻す**。1 年 1 年の決済で持ち越さない。その年度内で現役世代から集めた年金料総額を、高齢者への年金として廻しており、年度毎決済する。

日本では、国民年金や国民健康保険に明らかなように、制度 発足当初からその財源に国庫負担金が投入されている。国と保険者・被保険者の役割：国民健康保険の財源構成は周知徹底しておらず。

事業主負担の保険料相当額と保険料の減免額に相当する額など、さまざまな国庫負担金・都道府県負担金が混在。社会保険制度に税金が入っており、税金で進める社会扶助（生活保護）的な面も併せ持ち。自助・共助・自助の役割の議論困難。透明性の無い分かり難い配分。
年金会計の報告　年金特別会計｜厚生労働省（mhlw.go.jp）

企業は賃金を削って利益を出すと言う市場競争が激しい時代であり、安定雇用社会は過去の事になっている。不安定雇用にして利益を出している。低賃金なので、社会保険料徴収は、以前の日本社会ように集められない。この中で社会保障を賄って行く財源問題の議論が出て来る筈だが？医療保険・介護保険・年金等について、今後の議論を待つところです。

※2022 年 4 月より年金制度改正法が施行されます。今回の改正：パートなどの短時間労働者への年金適用拡大や繰り下げ受給の上限引き上げ、確定拠出年金の要件緩和など。しかし特にシニアや短時間労働者の働き方に影響を与えるという事だが、一年毎決済される賦課方式、積み立てられる事は無い制度設計である。

高齢期の就労・若年層のパートや短時間労働従事者が、年金保険料を納める事のメリットはどうなのか？国民サイドは「働いて納めておけば、積み立てられて、高齢期に年金がもらえる」と言う錯覚はないだろうか？賦課方式（1 年毎に決済）な事、この財政に余分な金額があればクジラとなって債券市場を泳いでいて、その決済の国会への報告義務が無いことなど、仏ではその国会報告が国民に政府への信頼感、社会保険料納付への理解を深めている。

４．社会保障の財源の議論、

公助（税金か）共助（社会保険か）自助（個人の力）の区別

一億総中流社会は過去となり、先進国の社会保障財源は、税金が、公助が拡大中・

賃金を長期的に安定して支払われる人々が減っている。社会保険料は集めきれない。この先進国の不安定雇用社会への対応として、新しい法律を作って財源確保に動いているのが、北欧やデンマーク、フランス等の国々です。

社会保障（所得保障と医療保障と住宅保障）の三本柱

どういう財源で、その運用をどういう組織で、債券市場への参加を進めるなどと、税源確保とその流し方、費用対効果を、オープンに国民に報告し、信頼関係が大切な時代になっている。

国民の貧困化、低賃金社会が危惧されている中で、国民の安心をベースにする社会政策の運営、社会保障を基盤にして、「しあわせ」が感じられる、社会へ向けて、どうでしょうか？少子社会を超えるような、社会保障が求められているのかもしれません。